

令和元年11月19日

【文部科学省】

【概要書】

国立研究開発法人科学技術振興機構
平成30年度革新的新技術研究開発業務
に関する報告書及び同報告書に付する
文部科学大臣の意見

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

平成 30 年度革新的新技術研究開発業務に関する国会報告の内容

I 平成 30 年度革新的新技術研究開発業務（科学技術振興機構からの報告内容）

1. 革新的新技術研究開発業務について

- 平成 26 年 3 月 25 日に、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に基金を造成（550 億円）。
- 革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）の運用は総合科学技術・イノベーション会議（以下「CSTI」という。）が行い、機構は、CSTI が策定する方針に基づき、研究開発及びこれに附帯する業務に必要な経費を執行、出納管理。

2. 基金の執行状況等について

1) 研究費について

- CSTI において、12 名（平成 26 年 6 月 24 日）及び 4 名（平成 27 年 9 月 18 日）のプログラム・マネージャー（以下「PM」という。）が決定され、革新的研究開発推進会議（平成 26 年 10 月 2 日、30 日、平成 27 年 12 月 10 日、平成 28 年 2 月 4 日及び 3 月 3 日）において、研究開発プログラムの全体計画を承認。
- PM の全体計画に沿って、各研究開発機関と平成 30 年度に実施する委託研究開発契約を締結、執行。

2) 支援費について

- PM が行う研究開発プログラムの企画・遂行・管理等の活動の支援等に必要な経費（PM・支援スタッフ人件費、進捗管理に係る打ち合わせ等旅費、調査委託費等）を執行。

3) 基金管理費について

- 基金の運用その他の管理に必要な経費（PM の執務環境整備に要する光熱水料、清掃費、専用設備保守管理に要する経費及び支払手数料）を執行。

3. 基金の管理状況について

1) 基金の管理について

- 基金の運用については、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成 14 年法律第 158 号。以下「法」という。）附則第 5 条の 2 第 3 項に基づき、安全性の確保を最優先に、収益性の向上にも配慮して運用（平成 30 年度運用利益 115 万円は全額基金に繰入れ）。
- 基金の残額（平成 30 年度末時点）：9.96 億円
- 法附則第 5 条の 2 第 4 項の規定に基づき、令和元年 7 月に基金の残額を国庫に納付。

2) 基金の残額

（単位：円）

年度		平成 30 年度	累計（平成 25～平成 30 年度）
支 出	研究費 (a)	9,808,456,811	49,873,510,890
	支援費 (b)	1,470,668,984	5,582,908,598
	基金管理費 (c)	4,760,335	26,681,782
収 入	利 息 (d)	1,152,798	124,928,651
	その他収入 (e) ※	79,276,771	1,353,742,743
支出総額 (a+b+c+d-e)		11,203,456,561	54,004,429,876
基金の残額		—	995,570,124

※研究の中止、変更契約等による返金分

II 文部科学大臣の意見の概要

平成 30 年度革新的新技術研究開発業務については、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。